２００９年4月3日

「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（取り調べの録画・録音による可視化法案）の再提出について

民　主　党

１．法案提出の趣旨

わが国の警察等での取り調べは密室で行われるため、自白の強要などによる冤罪を生む温床となっており、最近も志布志事件や富山氷見事件などの冤罪事件が次々に明らかになった。２００７年５月には国連拷問禁止委員会から日本政府に、警察拘禁中のすべての取調べが録画等によって監視されるべきとする厳しい意見書が出された。また、わが国の刑事裁判では自白の任意性、調書の信用性などがしばしば大きな争点となり、裁判長期化の原因ともなってきた。本年５月の裁判員法施行を間近に控え、裁判の迅速化を図るためにも、取り調べの全過程を録画・録音する可視化制度の導入は急務である。本法案は民主党が２００７年１２月に参議院に提出し２００８年６月に可決後、衆議院で廃案となった同名の法案を参議院に「民主党・新緑風会・国民新・日本」と「社会民主党・護憲連合」の２会派共同で再提出するもの。

２．法案概要

（１）<u>ビデオ等の録画・録音による取調べの可視化</u>　取調べの際は、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて映像・音声を記録しなければならない。記録媒体は取調べ終了時に被疑者の面前で封印しなければならない。

（２）<u>録画等のない自白の証拠能力の否認</u>　（１）に違反して行なわれた取調べでなされた自白を内容とする供述調書等は、裁判で証拠とすることができない。

（３）<u>検察官手持ち証拠リストの開示</u>　検察官は、保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない。

（４）<u>段階的適用</u>　取調べの可視化は、法律公布後１年６か月以内にまず死刑・無期・長期３年以上の犯罪の被疑者の取調べ（麻薬取締官や船長など特別司法警察職員の取調べは除外）について実施、同３年以内にすべての犯罪の被疑者の取調べ（特別司法警察職員の取調べも含む）について実施する。証拠リストの開示は法律公布後６か月以内に実施する。

３．これまでの経緯

・2003 年 7 月　156 通常国会で取り調べ時の弁護人立会いに関する刑事訴訟法改正案を衆議院に提出。同年 10 月、157 臨時国会で衆議院解散・廃案。

・2004 年 3 月　159 通常国会で取り調べ可視化条項を追加して衆議院に再提出、同年 4 月衆議院法務委員会で否決。

・2005 年 5 月　162 通常国会で衆議院に再提出。同年 8 月衆議院解散・廃案。

・2006 年 3 月　164 通常国会で衆議院に再提出（現在まで継続審議）。

・2007 年 12 月　168 臨時国会で取り調べ可視化と全証拠リスト開示を内容とする新たな刑事訴訟法改正案を参議院に提出。

・2008 年 6 月　参議院提出法案を 169 通常国会で参議院可決、衆議院送付後廃案。

・2009 年 3 月　171 通常国会で参議院提出法案の再提出を党『次の内閣』で了承。